

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成30年6月13日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

「歴史とアートに親しむ せたがや文化マップ」印刷デザイン作成業務委託

#### (2) 業務内容

世田谷区の文化事業の広報物について、魅力的で親しみやすいなどの良好なイメージを「せたがや文化マップ」のデザインの検討・編集、デザイン作成及び翻訳作業を行う。詳細は下記のとおり。

なお、本件業務内容は公告時点における予定の仕様なので、事業者選定後の仕様調整等により、契約時に変更となる場合があります。

デザインの検討・編集、デザイン作成業務（外国語版含む）

区担当課と効果的なレイアウトの検討を行い、区担当課から提示する掲載事項の原稿について、版下のデザイン作成を行うとともに、版下デザインに沿ったレイアウト作成（英語・中国語（簡体字）・ハングルの3ヶ国語の翻訳等も含む）を行うこと。

掲載する写真・文字原稿（日本語）・白地図データは区担当課より提供する。

白地図データについては、事業者で所持している地図を使用することも可とする。

工程表を作成し、外国語版も含め文字校正作業を2回以上行う。

レイアウトの検討・編集においては、現行の「せたがや文化マップ」と同程度の文字・写真・地図が掲載できるレイアウトとすること（文字：7,500字程度、写真：35点程度、地図）

成果物

データはCD-Rで納品すること。データ形式は、PDF及びイラストレーターとする。また、施設情報を一覧として整理し、多言語版も含めテキストファイル（CSV等）にて納品すること。

#### (3) 履行期間

契約締結日から平成30年11月16日（金）まで

## 2 参加資格

次の要件を満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 東京都及び東京都に隣接する県(千葉県、埼玉県、山梨県、神奈川県)に主たる事務所を有し、かつ法人としての規約と代表者の定めのある法人であること。(個人での応募は不可)

## 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

## 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 広報物デザイン業務を十分に行う能力(リーフレット企画案が優れていることなど)及び実績を有していること。
- (2) 区の定める「情報のユニバーサルデザインガイドライン」(世田谷区情報のユニバーサルデザインガイドライン。世田谷区ホームページに掲載。)を理解し、障害者にも配慮されていること。
- (3) 本件事業の主旨や内容を十分に理解していること。
- (4) 作成に当たり、確実かつ柔軟なスケジュール管理体制を有していること。
- (5) 見積金額及び内容の妥当性

## 5 手続等

### (1) 担当課

世田谷区生活文化部文化・芸術振興課

所在地：〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27 (世田谷区役所第一庁舎 1階 5番窓口)

電話番号：03-5432-2124

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

配布期間：平成30年6月13日(水)から6月26日(火)まで

配布場所：(1)の担当課及び世田谷区ホームページからのダウンロード

### (3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成30年6月26日(火)午後5時必着

受付方法：(1)の担当課まで持参又は郵送とする。

### (4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成30年7月26日(木)午後4時必着

受付方法：持参

提出場所：( 1 ) の担当課

## 6 その他

( 1 ) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

( 2 ) 契約保証金

免除

( 3 ) 契約書作成の要否

要

( 4 ) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

( 5 ) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無：無

( 6 ) 提案にかかる費用は、提案者の負担とする。

( 7 ) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載があることが判明した場合、その提出者は失格とする。

( 8 ) 本事業の成果物の著作権は原則的に世田谷区に帰属し、本事業により新たに作成された著作物について、本事業の受託者は、区の許諾なくして独占的な権利を設定してはならない。ただし、本件の提案前に受託者が保有していた権利については、この限りでない。なお、本件の提案内容に、提案前に受託者が保有している、又は提案後から契約までの間に新たに取得する予定の著作権その他の独占的な権利の使用に係る成果物が含まれる場合は、提案内容にその旨を必ず明記すること。

( 10 ) 詳細は説明書による。